

南仙台国際学院学則

第1章 総 則

第1条(目的)

本校は、日本という異文化の環境で学ぶ学生が、安心して自己の力を発揮できる教育現場を目指しています。日本語教育を基盤とし、主体的に学び、課題に向き合う姿勢と、他者と協働して行動する力の育成を重視します。また、地域社会との交流を通じて豊かな人間性と自立心を育み、社会の一員として成長していくためのより確かな基盤を築くことを目指します。

第2条(名称・所在地)

本校は「南仙台国際学院」(以下「本校」という)と称し、その所在地は宮城県仙台市太白区中田2丁目25番15号に置く。

第3条(教育方針)

本校の教育方針は次のとおりとする。

1. 主体的に学ぶ姿勢の育成
 - ・ 自ら課題を見つけ、考え、表現する力を養う。
 - ・ 学習に対する意欲と責任感を育て、主体的に行動できる学生を育成する。
2. 協働的な学びとコミュニケーション能力の育成
 - ・ 他者の意見を尊重し、協力して課題に取り組む姿勢を育む。
 - ・ 多様な背景を持つ仲間と円滑に日本語を使ってコミュニケーションを図る力を身につける。
3. 多文化理解と異文化適応力の育成
 - ・ 多様な文化や価値観を理解し、柔軟に受け入れる態度を育てる。
 - ・ 日本での生活や学習に適応し、国際的な視野を広げる。
4. 地域社会との連携を通じた成長の促進
 - ・ 地域の人々との交流を通して、社会性と実用的な日本語運用能力を高める。
 - ・ 地域社会の一員としての自覚を育み、社会参加への意欲を育てる。
5. 自立に向けた生活力・進路形成の支援
 - ・ 生活面・学習面の両面で自立をめざす力を育成する。
 - ・ 将来への見通しを持てるよう個々の適性や希望に応じた進路選択を支援する。

第2章 コース・修業期間・収容定員・クラス数・休業日・授業時刻

第4条(コース・修業期間・収容定員・クラス数)

本校の修業課程、修業期間、収容定員、クラス数は次のとおりとする。

コース名	修業期間	収容定員	クラス数
進学2年コース	2年	60名	4クラス
進学1年6か月コース	1年6か月	40名	4クラス
合計		100名	8クラス

第5条(修業期間および始期・終期)

2年コースは原則として2年以内とし、1年6か月コースは1年6か月以内とする。ただし、留学ビザに基づく在留期間の範囲内で変更可能とする。

2 本校において学期は次のとおりとする。

- (1)前期 4月1日から9月30日まで
- (2)後期 10月1日から3月31日まで

第6条(休業日)

本校の休業日は、次のとおりとする。

- 1. 土曜日・日曜日
 - 2. 祝祭日(日本国の法律で規定するもの)
 - 3. 夏季休業(8月中旬から8月下旬まで)
 - 4. 冬季休業(12月下旬から1月上旬まで)
 - 5. 春季休業(3月中旬から4月上旬まで)
- 2 前項の規定にかかわらず、本校生に必要であると校長が認める場合には、休業日に授業を行うことができる。
- 3 非常災害、その他緊急の事情があると校長が認めるときは、授業を行わないことができる。

第7条(授業時刻)

授業の始業時刻と終業時刻は次のとおりとする。

- 午前の部 9時00分～12時40分
- 午後の部 13時30分～17時10分

※学生が午前クラス・午後クラスを指定することはできない。

第3章 教育課程、授業時数

第8条(教育課程)

本課程は、主に日本語を母語としない留学生を対象とし、A1からB2レベルまでの日本語運用能力を体系的に育成することを目的とする。日本語教育参照枠(JF 日本語教育スタンダード)に基づき、やり取り・理解・産出・社会文化的能力を総合的に伸ばす教育を行う。学習者の多様な背景に配慮し、特にゼロレベルの学生に対しては基礎力の形成を重視し、段階的に学習を進める。

本校の教育課程及び授業時数は次のとおりとする。ただし、ここでいう1単位の授業時間は45分とする。

【進学2年コース】

(1単位時間 45分)

区分	科目名	第1学年		第2学年	
		週間授業時数	年間授業時数	週間授業時数	年間授業時数
初級1 (A1)	総合日本語	10	120		
	文法・語彙	6	72		
	漢字	3	36		
	総合タスク	1	12		
初級2 (A2)	総合日本語	10	160		
	語彙	3	48		
	文法	3	48		
	漢字	3	48		
	総合タスク	1	16		
初中級 (A2 -B1)	総合日本語	10	120		
	文法	3	36		
	語彙	3	36		
	漢字	3	36		
	総合タスク	1	12		
中級 (B1)	コミュニケーション			4	80
	作文			2	40
	読解			4	80
	文法			4	80
	語彙・漢字			4	80
	総合タスク			2	40
	コミュニケーション			5	100

上級 (B2)	読解			4	80
	文法			4	80
	語彙・漢字			2	40
	作文			2	40
	総合タスク			3	60

【進学1年6カ月コース】

(1 単位時間 45分)

区分	科目名	第1学年		第2学年	
		週間授業時数	年間授業時数	週間授業時数	年間授業時数
初級1 (A1)	総合日本語	10	120		
	文法・語彙	6	72		
	漢字	3	36		
	総合タスク	1	12		
初級2 (A2)	総合日本語	10	160		
	語彙	3	48		
	文法	3	48		
	漢字	3	48		
	総合タスク	1	16		
初中級 (A2 -B1)	総合日本語	10	120		
	文法	3	36		
	語彙	3	36		
	漢字	3	36		
	総合タスク	1	12		
中級 (B1)	コミュニケーション			4	80
	作文			2	40
	読解			4	80
	文法			4	80
	語彙・漢字			4	80
	総合タスク			2	40

第4章 入学・学習評価・評価基準・進級基準・卒業認定・追再試験

第9条(入学資格)

次の条件をすべて満たす者とする。

1. 学校教育12年以上の課程を修了していること(またはそれに準ずる)
2. 本校の教育目的を理解し、主体的に学び、一個人として成長する意欲があること
3. 申請時の日本語能力が、日本語教育参照枠における「A1」相当以上の者
4. 年齢が18歳以上の者
5. 支弁能力のある保証人が健在であること

第10条(入学時期)

本校の入学は年2回とする。時期は4月及び10月とする。

第11条(学習評価)

学習評価は、学習者の日本語運用能力を、多面的かつ総合的に把握し、成績を付与することを目的とする。

第12条(評価領域)

学習評価は、次の各領域について行う。

- 1 総合日本語(話す・聞く・書く)
- 2 読解
- 3 文法
- 4 漢字・語彙
- 5 総合タスク
- 6 平常点(授業参加態度、課題提出、小テスト 等)

第13条(評価方法)

評価は、筆記試験、口頭試験、作文、読解・聴解テスト、総合タスク、平常点により行う。

第14条(成績評価)

成績はS・A・B・C・Dの5段階とし、次の基準による。

S : 90点以上

A : 80点以上

B : 70点以上

C : 60点以上

D : 59点以下(不合格)

第15条(評価基準の原則)

評価基準は、日本語教育参照枠(JF スタンド／CEFR-J)に基づく、Can-do 記述を基礎とし、学習者の言語運用能力を行動レベルで評価する。

第16条(レベル別評価基準)

各レベルの評価基準は、別表「レベル別評価基準(A1～B2)」に定める。

第17条(平常点の評価)

平常点は、授業参加態度、課題提出状況、小テスト等を総合的に評価する。

平常点の内訳は、授業参加態度40%、課題提出40%、小テスト20%を基本とする。

第18条(進級基準)

各レベルの進級は、次の基準を満たす者について認める。

- 1 総合評価が60%以上であること(平常点を含む)。
- 2 主要領域において、40%以上を取得していること。
- 3 当該レベルの Can-do を概ね達成していること。
- 4 出席率が90%以上であること。
- 5 総合タスクにおいて、基準を満たしていること。
- 6 授業料・その他の学費を完納していること。

第19条(レベル別進級基準)

各レベルの進級基準は、別表「レベル別進級基準(初級1→初級2→初中級→中級→上級)」に定める。

第20条(卒業認定基準)

最終レベル(上級(B2)、または中級(B1))の修了および卒業は、次の基準を満たす者について認める。

- 1 総合評価60%以上であること。
- 2 主要領域において40%以上を取得していること。
- 3 日本語教育参照枠B2レベルの Can-do を概ね達成していること。
- 4 出席率が90%以上であること。

- 5 最終総合タスクにおいて、合格基準を満たしていること。
- 6 授業料・その他の学費を完納していること。

第21条(追試験および再試験の目的)

追試験および再試験は、学習者の状況を適切に考慮しつつ、学習評価と進級判定の公平を確保することを目的とする。

第22条(追試験)

- 1 正当な理由(病気・公的手続き・交通障害等)により、定期試験を受験できなかった者には、追試験を認める。
- 2 追試験の受験には、原則として証明書類(診断書、証明書等)の提出を要する。
- 3 追試験の内容は、当該試験と同等の範囲および難易度とする。
- 4 追試験の評価は、原則として満点評価とするが、教務会議において別途定めることができる。

第23条(再試験)

- 1 定期試験の結果が基準に満たなかった者に対し、必要に応じて再試験を実施することができる。希望する者は、当該科目につき1,000円を支払うこととする。
- 2 再試験の対象は、次のいずれかに該当する者とする。
 - ・ 総合評価が60%未満
 - ・ 主要領域(総合日本語・読解・文法・漢字・語彙等)が40%未満
- 3 再試験の評価は、原則として60点を上限とする。
- 4 再試験の結果は、進級判定の資料として用いるが、平常点・出席率・Can-do達成状況を含め、総合的に判断する。

第24条(追試験・再試験の実施方法)

- 1 追試験・再試験は、筆記試験、口頭試験、課題提出、またはこれらを組み合わせて実施する。
- 2 実施時期は、学期末または教務が指定する期間とする。
- 3 追試験・再試験の実施および評価は、担当教員が行い、教務責任者が確認する。

第25条(追試験・再試験の制限)

- 1 出席率が90%未満の者は、追試験・再試験の対象外とする。
- 2 平常点が著しく低い場合、再試験を実施しても進級を認めないことがある。

- 3 定期試験等において不正行為が認められた場合、追試験・再試験の受験を認めない。

第5章 進学・就職支援制度

第26条(進学支援の基本方針)

本校は、大学・大学院・専門学校など、日本国内の高等教育機関への進学を希望する学生に対し、次の支援を行う。

1. 日本留学試験(EJU)、日本語能力試験(JLPT)、大学・専門学校の個別試験に向けた指導
2. 願書及び志望理由書の書き方指導、面接対策の実施
3. 進学相談、学校紹介、進路面談の実施
4. 必要に応じて校内推薦制度の適用や合格実績の情報共有
5. 大学・大学院・専門学校のパンフレット等の情報提供

第27条(進学後のフォロー)

進学後も、在籍学生との交流を通じて、OB・OGからのアドバイスや体験談を共有できる場を提供する。

第28条(就職支援の構想)

本校は、今後、卒業後の在留資格「特定技能」を取得し、日本での就労を目指す学生に対する支援体制を構築するため、次の支援内容を予定している。

1. 特定技能試験(技能評価試験・日本語評価試験)に対応した学習支援
2. 試験対策講座、模擬試験、教材提供などの実施
3. 関連業種(介護、外食、宿泊、建設等)の情報提供と面談支援
4. 関係機関・企業・行政との連携による情報収集とマッチング支援の模索

第29条(就職支援体制の強化)

今後の制度整備に向け、教職員の研修、外部講師との連携、行政・地域企業とのネットワーク構築を進め、安心して働ける環境作りを目指す。

第6章 生活・活動

第30条(出席と欠席)

やむを得ない事情で遅刻・早退・欠席する場合は、事前に申し出ること。

第31条(地域交流活動)

学生は、地域住民との交流イベントやボランティア活動に積極的に参加することが奨励される。

第32条(生活指導)

学生に対しては生活・健康・進学・就職などに関する支援を行う専門スタッフを配置する。

第7章 懲戒および退学

第33条(懲戒)

学生が、この学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったとき、状況に応じて、指導・停学・退学の処分を行うことができる。

第34条(転学・退学)

転学・退学を希望する者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

第35条(除籍)

学生の除籍は次のとおりとする。

1. 休学期間を満了しても、何等の手続きをしない者
2. 死亡した者又は長期にわたり連絡がとれない者
3. 学生納付金の納入を怠り、学則25条に定める納入期日を超えても納入の見込みがない者
4. その他の理由により校長が除籍と判断した場合

第8章 生徒納付金

第36条(生徒納付金)

本学の学生納付金は、次のとおりとする。

1. 入学選考料 15,000 円
2. 入学金 50,000 円
3. 授業料 660,000円(年額)
4. 施設費・設備費 30,000 円(年額)
5. 教材費 45,000 円(年額)
6. 課外活動費、行事費 50,000 円(年間)
7. 保険料 12,000 円(年額)
8. 健康管理費 10,000円(年額)
9. 寮費 200,000 円(6か月分)

2 学生は、原則として入学前に上記納入金を全額納入するものとする。

第37条(納入)

本校生が在籍中は、出席の有無にかかわらず、学生納付金(入学検定料・入学金・寮費を除く)を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 学生が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月の翌月から授業料を免除することがある。
- 3 特別の事由がある場合、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

第38条(滞納)

学生が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を1か月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない場合、校長は、当該学生に対し退学を命ずることができる。

第39条(学生納付金等の返還)

学生納付金の返還に関する事項は、返金規程において定める。

第9章 防災・災害時の行動指針

第40条(防災教育の実施)

本校は、学生に対し、日本における地震・火災・台風・津波などの災害に関する基礎知識と避難行動を周知するため、防災訓練およびガイダンスを一年に一度行う。

第41条(緊急時の対応)

災害発生時は教職員の指示に従い、安全確保と避難行動を最優先とする。安全行動・避難にあたっては、地域自治体および近隣の防災機関と連携し、災害時の支援が円滑に行えるよう努める。

第42条(緊急連絡体制)

緊急連絡体制は次のとおりとする。

1. 学生は入学時に、緊急連絡先(本人・家族・保証人)を届け出るものとする。
2. 災害時は、学校の緊急連絡網・アプリ・掲示板・メール等を通じて情報提供を行う。
3. SNS や掲示板による安否確認を実施することがある。

第 10 章 個人の尊厳・プライバシー保護について

第43条(SNS の利用について)

学生は、SNS(Instagram、X(旧 Twitter)、TikTok、Facebook、LINE など)を利用する際、他人の尊厳やプライバシーを尊重し、以下の点を遵守する。

第44条(禁止事項)

次の行為を禁止とする。

1. 他人の容姿や国籍、宗教、性別に関する差別的・中傷的な投稿
2. 授業中や学校内の写真・動画を、教職員・他の生徒の許可なく公開すること
3. 学校の評判を損なう発言、誤解を招く表現や虚偽の情報の拡散
4. 他の学生や教職員の個人情報(顔写真・氏名・連絡先など)を無断で投稿
5. 著作権等を侵害する投稿

第45条(学校公式 SNS の運営)

本校は、広報・地域連携・学習支援のために公式 SNS を運用する。運用方針は別途ガイドラインに基づく。

第46条(禁止事項違反時の対応)

禁止事項に違反した場合、状況に応じて指導・投稿削除要請・保護者への連絡・停学・退学等の措置をとる場合がある。

第11章 雑則

第47条(施行細則)

本学則は、必要に応じて校長および教員・職員の協議により改定することができる。

附則

この学則は、2027年4月1日から施行する。